

J S C A 倫 理 規 定

近代史の中で、明治以降の工業化の大きな流れは、建築界に大きな影響を与え、社会の発展に寄与した。先達諸氏の知的財産とともに、構造設計者は未来に向けて、おのれのありかたを明らかにする倫理要綱を掲げ、日々の建築技術獲得の弛まぬ努力が必要である。

われわれは、新しい倫理観をもたねばならない。

現代社会における職能倫理はどのような集団に属していようが、その究極は個人の倫理に尽きるといえる。

われわれは、個々の主張をもって JSCA に結束し、真の意味の性能設計の実現に向けて活動し、その設計の向上を図る。新しい設計手法を用い、新しい技術の獲得にも挑みながら、顧客との積極的なコミュニケーションに努め、良好な設計を推し進める。

よって、われわれは、良質な建築の提供を図り、社会資本を充実し、人々の安全と生活の守り手として、現代文明の発展に貢献する物である。

I. 基 本 原 則

会員は業務を誠実に行なうことによって、健全な建築を創造し、公共の福祉に貢献する。会員は地球環境の維持について認識を深め、資源の節約と環境汚染の防止に努める。会員は道義を尊重するとともに、業務を行なう国の法令などを遵守する。

II. 行 動 規 範

(業務と責任)

1. 会員は業務の内容および範囲を確定し、責任の所在を明確にする。業務とは、建築構造設計、監理、コンサルタント、マネージメント、その他会員自身が責任をもって行なう行為である。

(業務の受託)

2. 会員は業務の受託に際し、公正な競争に基づくものとし、不正な手段を用いない。

(資格と経歴の情報公開)

3. 会員は職能上の資格を明確にし、業務上の経歴など依頼者から要求された情報は開示する。

(契約の明文化)

4. 会員の業務は文書による契約に基づき行なう。契約書には、業務内容および報酬額、支払い条件が明示されるものとする。

(正当な報酬)

5. 会員は業務の内容と範囲および業務量に応じた適正な報酬を提示し、依頼者の同意を得る。

(要求性能)

6. 会員は依頼者の要求性能に対して実現可能な設計を提示し、判り易く説明を行ない、同意を得る。

(判断基準)

7. 会員は業務を行なうのに用いる判断基準を明示する。

(守秘義務)

8. 会員は業務の遂行を通じて知り得た内容を他者に漏洩しない。

(瑕疵への対応)

9. 会員は業務に瑕疵が生じたときには、誠意をもって対応する。

(協 調)

10. 会員はその業務において協働する他者の立場を尊重し、協調を図る。

(著作権)

11. 会員は他者が行なった設計の著作権を侵さない。

(技術能力の維持・向上)

12. 会員は協力して技術能力の維持・向上のため研鑽に努めるとともに、スタッフを適切に指導し、監督する。

(倫理規定の遵守)

13. 会員はこの倫理規定、規範などを遵守する。当会は倫理規定に背いた者を別に定める細則に基づき懲戒することが出来る。

平成 19 年 1 月 26 日 改訂

平成 19 年 5 月 25 日 改訂